

# 越谷レイクタウン北地区計画

地 区 物 等 整 に 関 す る 事 項	地区の 区分	地区の名称	① 地 区	② 地 区	③ 地 区
		地区の面積	約 4 4 . 3 ha	約 3 . 9 ha	約 6 . 0 ha
	建築物等の用途の制限 (建築条例化)				次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ホテル又は旅館 (2)自動車教習所 (3)葬儀場 (4)自動車車庫(建築物に付属するものを除く) (5)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
	建築物の敷地面積の最低限度 (建築条例化)	1 5 0 平方メートル	2 0 0 平方メートル	5 0 0 平方メートル	ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1)公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地として使用する場合。 (2)当計画が決定される以前から、当該規定に適合しない敷地については、その全部を一の敷地として使用する場合。
	壁面の位置の制限 (建築条例化)	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、次に掲げるものとする。ただし、建築物の敷地面積の最低限度に満たない敷地については、60センチメートル以上とすることができる。	1 メートル以上	道路境界線から 1 . 5 メートル以上、隣地境界線から 1 メートル以上	1 メートル以上
	建築物の高さの最高限度 (建築条例化)				なお、次の各号の一に該当する建築物は、壁面の位置の制限は適用しない。 (1)物置等で軒高2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以下のもの (2)車庫で外壁を設けないもの
	建築物等の形態又は意匠の制限				建築物等の形態又は意匠の制限は、次に掲げるものとする。 (1)敷地外に落雪のおそれのある屋根には、雪止め等を設ける。 (2)建築物の屋根、外壁又は工作物等は色彩に配慮し、原色を避け、周辺環境に調和したものとする。
	かき又はさくの構造の制限				道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。 ただし、門柱等の出入口部分は、この限りでない。 (1)生け垣 (2)前面道路面からの高さが1.2メートル以下の塀とし、植栽を施したもの。 ただし、塀の高さが60センチメートルを超える部分は、鉄さく、金網等の透視可能なもの。